

ひょうご障害者スポーツ指導者協議会 会則

平成 12 年 3 月 20 日制定

平成 12 年 4 月 1 日施行

平成 14 年 4 月 1 日一部改正

平成 16 年 2 月 11 日一部改正

平成 17 年 4 月 1 日一部改正

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 24 年 4 月 1 日一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、ひょうご障害者スポーツ指導者協議会（以下、「本会」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を神戸市西区曙町 1070 兵庫県立総合リハビリテーションセンター内兵庫県立障害者スポーツ交流館に置く。

(組 織)

第 3 条 本会は、公益財団法人日本障害者スポーツ協会障害者スポーツ指導者協議会運営規定に基づき、兵庫県に住所を有する障害者スポーツ指導者を中心に組織する。

(目 的)

第 4 条 本会は、障害者のスポーツ振興と普及に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 障害者のスポーツに係わる競技会、練習会又は講習会等の開催協力等の事業
- ② 障害者スポーツ指導員の養成、及びその資質向上に資する講習会等の開催、開催協力、情報提供等の事業
- ③ 障害者スポーツに関する調査、研究及び広報活動等の事業
- ④ 前各号に関する一連の事業

第 2 章 会 員

(資 格)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、本会の会員となる資格を有する。

- ① 協会登録の上級、中級、初級の指導者で兵庫県に住所を有する者。
- ② 協会登録の上級、中級、初級の指導者で兵庫県に住所を有しないが、兵庫県において活動する意志を有する者。

(会 員)

第 7 条 本会の会員資格は年度単位する。前条に定める者は、協会への登録をもって当該年度の会員となる。

(登録費)

第 8 条 本会の登録費は年額 700 円とするが、協会への登録費に本会の登録費が含まれるため別途、徴収しない。

(除名)

第9条 会長が、次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。但し、総会において、議決前にその会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- ① 本会の規則に違反した場合
- ② 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をなした場合

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が納入した登録費及びその他の抛出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
 - ② 副会長 2名
 - ③ 理事 若干名
 - ④ 監事 2名
- 2 会長および副会長は、上級又は中級の指導者資格を有する理事の中から、理事会において互選する。
 - 3 理事は、会員の中から会長が推薦し、総会において選任する。
 - 4 監事は、総会において選任する。なお、監事は必ずしも会員資格を必要としないが、理事を兼ねることはできない。

(職務)

第12条 会長は、本会の会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長があらかじめ指名した順序により、その会務を代行する。
- 3 理事は、この会則及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 理事は、総会の承認を得て、ブロック協議会の役員を兼ねることができる。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② 本会の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会の場で報告すること。
 - ④ 前号の報告をするための総会を召集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況、又は本会の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期)

第13条 役員の前任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により任期途中で選任された役員の前任期は、前任者の前任期とする。

(欠員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた場合は、遅滞なくこれを補充するものとする。

(解任)

第15条 役員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決によりこれを解任することができる。ただし、理事会において、議決前にその役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に支障があると認められた場合
- ② 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があった場合

(報 酬)

- 第 16 条 役員は、無報酬とする。但し、職務を執行するために要した費用については、実費弁償することができる。
- 2 前項に関しての必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを別に定める。

第 4 章 顧 問

(顧 問)

- 第 17 条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、理事会が推薦し、本人の了解を得た上で総会において選任する。
- ① 卓越した指導経験を有し、地域の障害者スポーツ振興に貢献した者
 - ② 障害者スポーツに関して高度な学識経験を有し、地域の障害者スポーツ振興に貢献した者
 - ③ 若干名本会の会長経験者等、本会の活動に多大な貢献をした者

(職 務)

- 第 18 条 顧問は、本会の運営に必要な指導及び助言を行うことができる。

第 5 章 総 会

(種 別)

- 第 19 条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

- 第 20 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(議決事項)

- 第 21 条 総会では、本会に関する以下の事項について議決する。
- ① 会則の変更
 - ② 解散
 - ③ 合併又は分割
 - ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - ⑤ 事業報告及び収支決算
 - ⑥ 役員を選任又は解任
 - ⑦ ブロック協議会の理事及び評議員の推薦
 - ⑧ 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - ⑨ 事務局の組織及び運営
 - ⑩ その他運営に関する重要事項
- 2 上記の事項のうち、軽微なもの又は緊急を要するものについては、理事会の議決を経て会長が専決することができる。ただし、専決した事項については、直後の総会において報告し、会員の承認を得なければならない。

(開 催)

- 第 22 条 通常総会は、年に 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催することができる。
- ① 理事会が必要と認めた場合
 - ② 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、開催の請求があった場合
 - ③ 監事が第 12 条第 4 項第 4 号の規定に基づき招集した場合

(招 集)

第 23 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 3 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面で開催日の 14 日までに会員に通知しなければならない。

(議 長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、会員定足数をもたずに開催することができる。

(議 決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 21 条の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会での議決は、この会則で別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面表決)

第 27 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として、表決を委任することができる。

- 2 前項の場合は、その会員は総会に出席したものと見なすことができる。
- 3 特別の利害関係を有する会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- ① 開催日時及び場所
- ② 会員の現在数
- ③ 出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記する）
- ④ 審議事項及び議決事項
- ⑤ 議事の経過の概要及びその結果

第 6 章 理事会

(構 成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 30 条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会で議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めた場合
- ② 理事総数の 2 分の 1 以上の理事から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があった場合

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があった場合は、その日から 7 日以内に理事会を招集しなけ

ればならない。

- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時及び場所を7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長があたる。

(議決等)

第34条 理事会の議決は、理事の過半数をもって決する。

第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 登録費
- ③ 寄附金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業にともなう収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、会長が管理する。なお、管理の方法は会長が別に定める。

(経費)

第37条 本会の経費は、資産をもってあてる。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成する。

(予備費)

第39条 予算には、予算超過又は予算外の支出にあてるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用する場合は、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 やむを得ない理由により、予算が成立しない場合は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(事業報告書及び決算)

第41条 会長は、事業報告書、財産目録、収支決算書を作成する。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第43条 この会則の変更は、総会においてその出席者の4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第44条 この会は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 総会での決議
- ② 事項合併又は分割

- 2 総会での決議により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

ただし、書面表決もなく欠席する会員はすべて出席および会長に委任したものとする。

(残余財産の処分)

第 45 条 解散後の残余財産は、兵庫県に所在する障害者スポーツ振興組織、施設等に帰属させる。

第 9 章 雑 則

第 46 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

細則 1. 「講習会等謝金について」

1. 本協議会会員が講師をする場合は、交通費は下記の実費と昼食時間をはさむ時は昼食代として 1,000 円を支給する。
2. 本協議会会員外の講師謝金は下記とし、昼食代として 1,000 円を支給する。
(1 時間) 教授級 9,000 円、助教授級 8,000 円、講師 7,000 円、他 6,000 円

細則 2. 「交通費について」

1. 最寄りの公共交通機関で算出する。
 - ・ 最寄り駅は職場および自宅からの電車の駅名とする。
 - ・ 最寄り駅までバスを利用する場合は徒歩で 20 分以上とする。
2. 「会議、研修などの開催場所の最寄り駅」から、会員個々の職場、自宅の廉価な方を選択し 支給する。
(例)「会議、研修などの開催場所の最寄り駅」とは、
 - ・ 総合リハ兵庫県立障害者スポーツ交流館・・・JR西明石駅
 - ・ こうべ市民福祉交流センター・・・JR三宮駅
 - ・ 西宮市総合福祉センター・・・JR西宮駅
 - ・ 西播磨ふれあいスポーツ交流館・・・JR相生駅+バス代
3. 職場で定期券を支給されているものは、支給されている区間について本協議会からの交通費支給はしない。
4. 原則的に自己申告制とする。ただし、本人了承の下、事務局の判断をすることもある。
5. 職場での転勤や自宅引越し等で最寄り駅が変更になる場合は速やかに連絡すること。
6. 交通等の事故は、本協議会は責任を負わない。
7. 交通費支給のため以外の目的で個人情報を使用しない。